

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

### 2 資料入手方法

意見募集対象については、電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp>）及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）に掲載するほか、総務省情報流通常行政局郵政行政部郵便課にて配布します。

### 3 意見提出方法

意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、以下のいずれかの方法により、様式に従い日本語で提出してください。

#### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：[yubinka\\_comment\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:yubinka_comment_atmark_soumu.go.jp)

総務省情報流通常行政局郵政行政部郵便課 宛て

注1 迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

注2 ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）として提出してください。

注3 電子データ容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

#### （2）FAXの場合（※）

FAX番号：03-5253-5973

総務省情報流通常行政局郵政行政部郵便課 宛て

#### （3）郵送の場合（※）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

総務省情報流通常行政局郵政行政部郵便課 宛て

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録したディスクでの提出をお願いすることがあります。その場合の磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。

- 光ディスク：コンパクトディスク
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（4）電子政府の総合窓口【e-Gov】を利用する場合  
添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

#### **4 意見提出期限**

平成25年11月5日（火）12時必着（郵送の場合は、同日必着とします。また、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口【e-Gov】の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

#### **5 意見提出上の注意**

いただいた御意見については、お名前、御所属等を含めて公表することがあります（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います）。

また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

(別添様式)

意見書

年月日

総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

注 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。別紙には意見の対象となる条文等を明記すること。